

加古川市土地改良事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、土地改良区その他市長が必要と認めるものが、土地改良事業を行う場合に要する費用の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとし、農業経営の合理化及び農業生産力の増強を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「土地改良事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 農業用排水施設の新設又は改修
- (2) 農業用道路の新設及び改修
- (3) 農業用ため池の整備
- (4) 農地及び農業用施設の災害復旧又は干害対策の事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付随する事業
- (6) パイプラインの管路部に係る修繕

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内において、全部又は一部を補助することができる。

(補助金等確定通知書の省略)

第4条 市長は、規則第15条の規定により確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金等確定通知書を省略することができる。

(補助金請求)

第5条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定前着手)

第6条 第2条第4号に規定する事業において、やむを得ない理由により交付決定前に事業着手しようとする者は、交付決定前着手承認申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する交付決定前着手承認申請書の提出があったとき

は、当該申請に係る書類等を審査するとともに、現地調査等により、着手の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により着手の可否を決定したときは、交付決定前着手承認／不承認通知書（様式第3号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日又はこの要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の補助金については、平成12年度以降の申請について適用し、平成11年度までの申請については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、施行の日以降に受理した補助金の交付の申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行の日以降に受理した補助金の交付の申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行の日以降に受理した補助金の交付の申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行の日以降に受理した補助金の交付の申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行の日以降に受理した補助金の交付の申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行の日以降に受理した補助金の交付の申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月28日 産業経済部長決定）
（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、施行の日以降に受理した補助金の交付の申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	農業経営の合理化及び農業生産力の増強
補助金の範囲	対象となる者	土地改良区その他市長が必要と認めるもの。
	対象となる経費	第2条に規定する事業に要する経費
	補助対象経費の総額から控除される額	第2条に規定する事業に要する経費のうち、この要綱に基づく補助金以外に交付された補助金額
補助金の補助率又は額	<p>(1) 第2条 第1号から第3号 申請回数 1年度中1回 補助額 控除額 40万円 補助金額 (事業費－控除額) × 40パーセント 補助上限額 104万円</p>	
	<p>(2) 第2条 第4号 申請回数 制限なし 補助額 事業費 加古川市の他の規程等に基づく補助を受けないものかつ40万円以上。 なお、国、県等の補助を受けた場合は、補助金を控除して得た額が40万円以上とする。 補助金額 農地：事業費 × 50パーセント 農業用施設：事業費 × 65パーセント 補助上限額 なし</p>	
	<p>(3) 第2条 第6号 申請回数 1年度中2回 補助額 控除額 40万円 補助金額 (事業費－控除額) × 40パーセント 補助上限額 なし</p>	
補助金の額は千円未満切り捨て		